源氏辭引抄

二

石巖文庫

桐壺

桐と壺の間より殖らるる所也 一名淑景舎といふ是を
ちぢいしやといふが名間や此巻の一名を壺前栽と也
いふや詞とは名付より桐壺の更衣のことを專事とする
故よ巻を源氏の系譜せしより十二巻まてを記す又
巻の末よりおよそ物語よりの詞より十三十四十五
の三年と云あつまり
いはゆる二の所附より　不審抜出云伊勢が家集の初よりこれ
のれ河内守をうん大文字を書たる陶器をもとめ
巻の后宮のれるや伊勢いろの宮女をうるよりて

見ぐるをを我ら事出ずして后文のれるをえまり
我分のをとも昔乃やうよ書をせるを出式部式
とりて此物語を我事をうとえしめやうよ作かうわ

女御更衣　春花よ一禅云女御い奉位以上至二位
更衣い女官名也　礼記女卷昏義篇曰古者天
子后立六宮三夫人九嬪二十七世婦八十一御
妻以聽天下之内治以明章婦順故天下内和而
家理天子立六宮三公九卿二十七大夫八十一
元士以聽天下之外治以明章天下之男教故外
和而國治故曰天子聽男教后聽女順天子理陽

道后治陰德　注　三夫人以下百二十人周制也三
公以下百二十人复制也。鄭玄曰三夫人論婦礼。
九嬪掌婦学教婦德婦容婦言婦功之四德二十七
世婦主知喪祭賓客婦服服事人八十一女御
序于王之燕寢進御於王
後漢書曰備内職為后正位宮闈同躰天皇
細流云便宜乃ち敷よ御べき上達部の嬪
ニ御衣をめしかへらるゝ所ゆへよ更衣と号
うゝみと加ゝ　昔よりまうをそれむかしの紀
せ云のんをとつるよ乳をいーにの考よつるまり

よ礼よりかくのごとくうしなわるゝゆゑ臣子より大王
好色肉無怨女鰥無曠夫といふ事
世乃治もなしあるべき　乱いまだきたらざるよりなるべきなり
上たるものは紀綱下たるものは乱ろ〻ゆゑ乱ろ〻ゆゑ
世又義当代い刑罰せ〻まんすると恐れて国よ
きねすすむの世ゆゑ悪きゆゑ例よせんとかゝ
かんざらあるべし　上達部い公卿ともゆゑ民卿ともゆゑ三信
以上やうの人い殿上人ともゆゑ雲客ともいふ信ゆゑ
のろうはかるものとりはこそせもみられ
夏十五世ノ孔甲ハ淫乱ニシテ夏氏ノ徳衰ヘ諸侯畔治

三十一年
夏十八世履癸ヲ桀ト号ス治五十二年。諡法曰賊
人多殺曰桀以妹喜女妻有寵所言皆従為覆宮
瑤臺殫百姓之財肉山脯林酒池糟堤云妹喜葛
切。妹喜桀妻也　夏本紀曰諸侯叛桀龍逢諫桀
殺之伊尹諫桀曰天之有日如吾之有民日亡吾
乃亡
商二十二世祖甲淫乱ニシテ商道又衰。治三十三
年
殷二十八世紂辛一名受上云帝乙ノ子也治三十

二年呂氏春秋曰紂之母生微子啓与仲行其時猶尚為妾改為妻後生紂紂之父欲立微子啓為太子太史擄法而爭曰有妻之子不可立妾之子故立紂為後於時箕子請立啓而帝乙不聽云云

鄭玄曰微子啓紂同母庶兄也妻ニナラズヽダ妾ノ時子ナル故ニ兄ナレ𪜈弟ニ成テ嫡子ニナラヌ也第一ノ子ナレ𪜈嫡子ニ成ヌ也

庶兄ト云箕子ハ伯父也晉語云殷辛伐有蘇氏有蘇氏以妲己女焉妲己有寵而亡殷云殷本紀曰紂嬖于婦人愛妲己惟妲己之言是從云又曰微子既去比干曰為人臣者不得不以死爭乃強諫紂怒曰吾聞聖人心有七竅遂剖比干觀其心云云

泰誓下曰昔朝涉之脛割賢人之心云云　家語曰比干紂之親則諸父箕子紂親戚也鄭玄曰箕子為紂之諸父杜預曰箕子為紂之庶兄云庶兄ハ庶子ノ中三ノ兄也　帝王世紀曰紂剖比干妻以視其胎　列女傳曰紂好酒淫樂不離妲己妲己所舉言者貴之妲己所憎者誅之為長夜飲妲己好之百姓怨望而諸侯有叛者妲己曰罰輕誅薄威不立耳紂乃重刑辟為炮烙之法妲己乃笑武王伐紂斬妲己頭懸之於小白旗上以為亡紂者

此女也云八百諸侯離紂ヲ背テ周ノ武王ニ帰ス
尚書泰誓ニ曰紂曰吾有民有命周懲其侮云天下ノ
人ヲ侮テ紂ガ自慢シテ居タリ天カラ万民ヲ我ニ与フ
誰人カ我ヲ亡サント云タリ。桀殺竜逢無割心之事ト
又桀惟比之於日紂乃詐命於天又紂有炮烙之
刑又有剖脳剖脛之事而桀皆無之故泰誓ノ中ニ曰ク
受罪浮于桀云受ハ紂ガ名也浮ハ過也水ノ上ニ高キ
心也書武成篇ニ曰釋箕子囚封比干墓コレ武王紂
ヲ殺シテ後ノコト也箕子ヲ奴徒隷トセリ僕隷ヲユルス封
ト八土ヲ高ゼルコト也

周十三主幽王ノ三年褒ト云所ノ人罪ノガレントテ美
女ヲ上ル年八十四ニナル也嬖褒姒生伯服廃申后太
子宜臼奔申以褒姒為后十一年申侯与犬戎攻
宗周殺幽王於驪山下晉文侯鄭武公迎宜臼于
申而立之是為平王云申后ト云ハ后也褒姒挙烽火
笑タリ平王八十四代也史記ノ周本紀ニ委アリ
揚貴妃ノ事ヲ引出ツ度ウ
唐玄宗皇帝ハ五十年太平天子トマレ法ヲ色好
色ゆへよ礼法をしらしし大就出来ちれも白楽天
ゲ天へよ漢白玉雪色恩傾国と申ち書帝乃ち所

まと欲してむしろをたんとのやうに漢皇と号し桓
をうけて桐壺帝と延喜聖代よりおぼしめしいづ
れの時かとまうしうけたまはりしに第一のまうしうけとある好
色をもらして戒んあるやうにもまた畢竟賢を愚なる
もまたをこのむ癖一大すれば治もるなり上一つ
人身をかろがせるのみならずその風俗天下に
うつり移るとあるこころなり
山陰のあひだ　人乃威徳を白ひといへり尚書云
黍稷非馨明徳惟馨と稷い五穀惣名なり
もりあくまつりをせはあるまつりあるなり

つく帝を賤しう詞やそれは耳よりうれいれるの
春秋の文法やう
むしろめをすずをもとめ　漢書曰吹毛求疵
樂府太行路曰好生毛羽惡生疵
韓子曰古之人君大體者不吹毛而求小疵
虎皮ナド大躰ウツクシキヲ毛ヲ吹テ底ノ疵ヲ求ルハ
更ニ詮ナシ
後撰十云いくしとあむしろと河のへいるとして
高津内親王　桓武皇女
あと泥なる曲をろ枝もはろ枝と毛と吹疵といふがりあき

人乃れんをつゝ活ゆもげよとうりとゆんてり
師云文武人のうゝとゝ物ふも帝乃作法をむけるゆへ是
和可い道を述る器といへ作意風俗よかゝり道を
次よりをゆへよ和語をんてよりて万人乃名恵とうり
ち道理をあつとゝ儒のゝへとを尚を一まと
めだう　師云男ゝの縁とい大床といふ女ゝの縁とゝ
馬道といふ周易よ乾乃卦い就よたへ坤乃卦ゝ
馬よたへゝり物れば女のかゝるとゝいふ
上尚よ結つとそのうゝみ海てやんゝます
師云帝を添くゝ申ゝ物ゆ當代乃帝とて曩願

をせとゆきゝるゝ賜ゝ紀ゝ廢て記い史官の法
ゆゝ物語一部の建立ゝ一巻くゝの大姉とゝ
別て人倫乃道を綴明すべゝ綴みゝ句を
智い儒乃節のゝゝ婦徳の行程を知とゝ乃
位を沙汰するゝとゝ
あゝよいてゝゆゝ御ゝ
京本御　ゝとて出ていはゆゝ水雲漂ゆゝ下に物ひて立ゝ物と
輦宣旨　河海云五十宮代仁明天皇女御依病退
出之時被聽輦卒逝之後被贈三位ゝ
和秘抄云輿よ輪とひてゝまて引車とゝ内裏

乃門乃内とのふや門舟い牛車や寿花云輩い蓋い
狭てのられど輪もちいさーそびの廣ろうり家ゆ
へよそらをとらるものや

東ありすぐる程よなん絶えて話ある
更衣川流愛乃日の出ようせうと来ろるめや
り存生ありまーくび敲沈生周歯玉乃とくろ
じんと歴前やかして帝ぼ代乃百天下大平
ける書物いりろーけも是すー聖賢乃世代
ゆも逆乱乃好きんありーや今の世まも天
阪乃百も夫婦乃百も朋友乃百も雖よ甚深

ありろい程ずく離別するのや寵の甚りしも
永別の相ありーー前い山表いあへなく死別と手
てらくーーきとて初書巻をせんよみそあーと之
百天乃道生長収藏と次第して見如度ろを
手ーーめれとい不孤あり絶代学者乃上ろいは生
死と常住と寿命佛法と衆生滅度乃為よ世間無
常と云へ生實ろい世間相常住と説ろうん乃生
ぶいーーや死る根や死ろるあけさびは生ぶるも
けーー衆乃わくろいーーや苦厄婚や本来乃初
ろい地下に蘭生ろる気ーわるゆへやとい別て

そのゝちよりかの源の理をさとりたるものなり
ゆゑにきこえたるよりかの源別の部分なり
宗頂云曆ゝ言自とぞいふとも書中言ふ日とぞ
しと書給きび大ゝ
ゝなりあ出さとや山蓋云宜といふ言葉
ゝ中庸の理といふ義よりゝ理より叶ふ
いふ給ひ和ゆゑ
拙みなゝ
ひ守もかゝゝ
おゝゝといふ

師云
山城國愛宕郡愛宕寺をかゝるといふ今は法
ゝもかゝ同ゝ云道といふ不のゝとゝ弘法
大師乃開基して東寺の一乃長者管領ゝ
拾芥抄廿一寺の内よりあり公家恒例被行御
通言

庶ゝかりゝんを凡生
拾遺
ゝて庶ゝ成ゝん時ゝ
師云
前ゝ儒者も神道ゝ土葬ゝ
ゝとけ父母乃骨肉とけて火葬ゝ
ゝとやき父母をやゝ
ゝて樹ゝ自然の理

と滅するやうなしこうり　元亨釈書曰道昭和尚
内州人也居元興寺有戒行誉世七代孝徳帝白雉四年入唐謁三蔵玄弊傳禪ノ後元興寺三ノ夜
両牙ヨリ放光讀經四十二代文武天皇四年三月跌坐
繩床逝年七十二闍毗後欲取其骨暴風来骨灰共
失本朝火葬始於昭昭唱導外勤利濟路傍穿井
諸渡儲船山城宇治之大橋昭之創造也葬前思
両牙放光欲収之而先為鬼神取去世尊一牙亞
被得鬼神

ちまたのきれるてけ　ゆくよりも　ゆくよりも　ゆくよりも

大よ帝とそうもうや天子乃ちあ〜き時い万民
これを学ひて大平や上たりうねい天下の礼訛ち
このゆへよ先帝玉后宮の吾恩を寂初よ論うり又
やとうてよとを練うと成ぐ〜書籍よりうるい賢
ちの讓言や道よりて行ひの一せと安慮ようへ天命
を終やうるよ背ものの横難横死ゆり徒藝万能学
文よりうくいあ〜理乃まに行てい富ゆも奢しとく
貪ゆも道を楽て貪よんとあやまうずせてい楽
死てい安〜
なくてそやいうるなりあや

ゆる時にありのすさびはめくりにかくてそんをうりを
ゆるこのうりにはにをとりそうを
爲羽毛の閑の現いまぐりあるをまよいてもゆるぎけり
やまめずきをれと　河海云礼記曰少而無父者
謂之孤老而無子者謂之獨老而無妻者謂之鰥
老而無男者謂之寡此四者天民之窮也
やうにられてゆるびを
人の親のんの閑にあり孫あとをふるを達ひめるうか
月終りそ八重花ゆるもさそうど
とふんをうれ宿なをどんなに雲い八重を舞ひもさつぎりけり

命なげきのいとつらう
莊子曰壽者多辱
私のをんをすばをづうう
いにてゆるとをそ花じ高の松のをんをすもをもと
かんをとぐ　師云　皆すきてゆるむ文章の法をて信河
を去や
世のいきうをもんのんとをびをうをゆんあるど
これをそ雪王のれのつんれをれを好をよ為を破
法をすい更衣死後よ始てをひ知法をりり文衣
存生ゆるい改すれ世の紙あるんへ好をの大す

あらうを為よ洗りて云紙法よ云結髪結之也
れくあげのでうぜ 神代巻之ヨ 結髪と事
河海云字代天武天皇十一年六月丁卯男女結髪
結之調度と云髪と結之真と云後流かしぜ
長恨歌の詩之字多天皇寛平法皇云
紅蓮の紙色よりれずあるの詩いのそよ紙乃海ありけり
如蓮あくらを知ぐ紙ものと義ほもみどこいはも
伝説集よ長恨歌の詩乃屏風亭ヨの流よりて世結
て西このみとよまを世結ぐるよ帯の詩あるて詩乃
亭と知せ結ぐとあり 亭ヨの流 沈嵯東七条坊門南一町ヨ前

花鳥云貫之ありまうこ凡世ーー作ぐどこ紙世ぐ
拾遺よ事こうの別 諸捜あうんー
和歌人のすみの詩也こうりきんこうこ世かんぞー
長恨歌曰鈿合金釵寄将去釵留一股合一扇釵
擘黄金合分鈿こと鈿八金華ノ飾也トアリ天冠ノ三八三
アリ 釵ハ婦人ノ岐簪也トアリ髪掻ナリ笄トヨム股ハ
雉ノ股ノヤウナル物ニテ一アル物ナルヲ一ツ残メ二カヲ方ー
士ニツカハシタルト也 鈿ハ半分押折テツカハシタト也
禮記内則注曰笄著纚乃以簪約之又著総又拂
髪而著之云云

詩經君子偕老篇曰君子偕老副笄六珈云君子ハ
夫也副ハ后夫人ノ首ノ飾ノ一ノ尊モノ也周礼ノ注ニ
副ハ覆也所以覆首也云偏髮爲之笄衡笄珈ハ
加也歩搖上云モノハ天冠ナリ此ノ上ニ飾ヲ加ルニ六アルハ
侯伯ノ妻ナリ鄉大夫ノ以下ハ廿又也玉ニテ作タル
飾也

羽をあつめて枝をつくん

長恨歌曰在天願作比翼鳥在地願爲連理枝

月の面白よ秋くるまでのうるびとぞしる

禮記曲礼曰鄰有喪春不相里有殯不巷歌哭曰

不歌云殯以人送死也相杵臼也

女房死にけるつゝみ火の消えぬとぞくしる

不知一名

一世よりの母弘徽殿女御を賤る例也一の子夢

卷ヨ即位の時皇太后文と申り給へり天子乃后ハ

天下乃婦女の礼法乃ものなれよ婦德なき

ハ益なし周文王乃后ハ后のものまいすき

毛詩一関雎篇曰関々雎鳩在河之洲云関々ト八

和聲ナリ后妃説樂君子之德無不和諧又不淫

其色慎固幽深若雎鳩之有別然後可以風化天下

下夫婦有別夫婦有別則父子親父子親則君臣敬君臣敬則朝廷正朝廷正則王化成窈窕淑女君子ノ好逑窈窕ハ幽閑也淑女ハ后妃也后妃之德無不和諧為君子ノ和好衆妾之怨者化ノ后妃之德不嫉妬謂三夫人以下窈窕淑女寤寐求之后妃覚寐則常求此賢女欲与之共已職

求之不得寤寐思服　后ノタスケト九賢女ヲ求玉コトヲ也百廿人宦女アリテ天下ノ婦人ノ政ヲ玉婦乱嫉妬ナク礼法正キヤウニ治玉ス后ノ職也

詩經斯篇ハ后妃ノ子孫衆多ナルヲ云大姒ノ腹ニ十人妾ノ腹ニ百人計アリ螽ハ一タビニ九十九疋子ヲ生スル也妬忌ヲ故ニ妾モ百人計生ズハ后ノ子孫ト同モノ也妬ハ色ヲ以ニクム忌ハ行跡ヲ以ニクム也有隂陽情慾者無不妬忌斯不爾耳

とりつかへとりつけつゝて

長恨歌夕殿螢飛思悄然孤燈挑尽未能眠

わくらゝとたゝでとかゝいつる

むなしくらゝとたゝで孤燈をかゝげてとかゝいつる

長恨歌春宵苦短日高起從此君王不早朝これ

まてよあり

世中乃ことをもかゝ〻ぬ様なりけり

禮記曰人者天地之心也と云万物一体なれば

人乃心が和すれば万物も化するぞ王道といふ

民を治て安穏よすると云須いたゞ湘まりと

をたゝせられぬべりめりの貴尾ぞ枕湘まり

じゝ詩經五卷雞鳴篇曰雞既鳴矣朝既盈矣

コレハ書傳ニ夫人ノ君ノ御宿直ノ法ヲ云ニ太師ノ官カ

雞ノ啼ヲキヽ階下ニ奏ス其奏聞世又先ニ起テ奏ヲ

待ユヘニ雞人カ告ルニ房中ニテ夫人ノ玉佩ヲナラス今

私ハ宿直ヨリ罷退カンノ心也朝ノ滿トハ別色トテ

手裏ノ紋ノ見ル時ニ百官參候スル也夫人ハ鷄啼テ

起テヤガテ別色ノ時ニ成ベキトテ天子ヲ起シ諸臣ノ

朝謝ヲセラレヨト諫也期カ過シハ女色ノ訟ヲ耻也

詩四卷女曰雞鳴篇曰女曰鷄鳴士曰昧旦

古ヘハ好色ニ心ナシ女ハ雞ガ鳴タトテ起ル男ハ昧旦ヨリ

トテ起ヒ昧且トハ明晨ノ時也

子興視夜明星有爛　夜ノ明ルニ從テ星ハ三ツ二ツ

明星ハ明カニ見ユルコト爛然タリ別色トテ手ノ筋ミ

え衣服ノ色見ル時ニ朝礼ノ臣ガ公門ニ入ル程ニソレ

ヨリ早誘ヘヲバナラヌ又事也
弘徽殿ばかりにも涙を流させ給ふ所作ゆゑ
いれ給ふ
此詞孔子乃春秋の樽を愛よりかげれて七歳より男
女席を同せぬ法を破給ふ帝王の上もいとあるる曲
ゆゑといふべしして此義あるを何とかく事
うるに春秋乃文法也
国乃君
毛詩十七巻洞酌篇曰豈弟君子民
之父母云徳ニ樂タ君子ノ不變ナルハ民ヲ安穏ニ置也
父ノ貴キ徳モ母ノ親キ徳モ人君ノ一人ニテ備ル所也

後漢書曰玉者以四海為家以兆民為子云又曰
天生蒸民立君牧之君得道則人戴之如父母
ものつゝみとひろごりてのゝ中ゝなどゝ
中庸曰莫見乎隠莫顕乎微
小学六日撮震所挙荆州茂才王密為昌邑令謁
見懐金十斤以遺震震曰故人知君君不知故人
何也密曰暮夜無知者震曰天知地知我知子知
何謂無知密愧而去云故人ハ震自謂君ハ密也
玉ふよ世無位ハ詞ニ義ハ
玉ふ親五
世と無位やとする又の義ハ世の次ハ世と無位と

すべ王子よりこの代までの王氏として諸の次乃位八六代
めい兄人とす又王子より親王宣下ありて后腹の皇
子こそ親の腹いまだ皇子や皇乃位とも
御世いまだ親王と無親王といつめをと無品とも
義いかに用や出乃皇子親王宣下あらい法親王
といつ皇女とゞ内親王とやや　仍覚皇女
みちくのさえんとかくれさせ給ふ　人不学不義
無学ば行故如無燭夜行　細流
頃りかれにひとりにて
同志　赤日記

かうとみ給ひそなやくくとくとくへゆくしけきんちかんする
礼記内則曰生七年男女不同席不共食乃至女
子出門必擁蔽其面乃至少子十年不出学女事
天子乃諸侯とて諸うの聖法とそしき給ふゆへ戒
のためまゝりおとをとすとても礼とそしくい不
義と教るや小学寒通論曰愛子教之以義方
非淫於邪とあり邪とい邪僻や
つたきまゝすぐいて似ちしゆへかゝひてみて給ふ
右衛扶出云源氏えんのつゝきの母の文衣よ似ちとも
かゝひてとい藤壺御ちら桐壺更衣よ似給へちとも

かうひとん似通ゆへ是ハせん帝時の内侍のすけの前垂女
ばい更衣より似給へるとやせて行末すてきこゆ
若宣文も源氏を芸よ文衣より似かよひるとのんゆ
弘徽殿女御又ハ宮ともれ中そゞくしゆへ折そへて
是も弘徽殿女御をそ[illegible]る河や婦徳をあつり天子
ゑ配し天下の婦礼をつさどる分よかやうよ嫉妬のゞ
けきるゆへ百せん人乃宮女上下芸よん和楽するやうに
ゆるゆゑ

毛詩二巻邶國風静女篇曰静女其孌貽我彤管
云云静女ト ハ女ノ徳ハ貞静ニテ法度アルヲ云。我ト ハ静女云

静女ニハ古人ノ法ヲ遺人君ニ配スベキ也。彤管ト ハ赤軸ノ
刀筆也。丹心ト云モ誠ノ心也。兎毫ヤ猩々ノ毛ハ秦ノ代
カラ初レリ。古ニハ后夫人ニ必ス女史彤管ノ法アリ。周礼ニ
女史ガ八人アリ。后妃ニテモ夫人ニテモ誤ノアルヲ記サヾバ
殺サルヽ也。礼ト ハ后妃妾ノ次第ノ如ク。御スルヲ何レノ
月日ト記ス。叅退クニ環ノ玉ヲ手ニカケテアリク也。子ノ生
ト思フ月ニハ金ノ環ヲ手ニカクル。番ニイル時ハ銀ノ環ヲ
左ノ手ニ付ル。御手ノカヽリタレバ右ノ手ニカケテ退ク手ノ
カヽラヲバ左ノ手ニカクル。委記サヾバ帝ノ子歟不カト云
フヲ聞レヌ故也

みづらゆひ給へる　童放乃角髪にゆひたるを云
紀云 御髻 神代巻上 髻 同巻ニアリ 髻とよむ字也
御ぐし　髪の字也
あさましうおぼえて　紀云 淺ましとは慨する詞ハ
悪きに通ずる詞也 於戲といふに同し 嗟嘆とも
も善悪にわたる又いみじうといふ詞もかよへる義
とおもふ義と二や
そびふし　至徳記云 横陳 遊仙窟
師云 内則曰 二十而冠始学礼三十而有室 云々 室ハ妻也
古法ハ三十迄ハ男子ノ血氣不調 二十ニナラ子ハ女子ノ

血氣不調 コノ時ヲ待テ夫婦ノ會合シテ子息ノ生ズレ
ハ種調タルユヘニ子息モ亦正キ也 末代如此 十二歳ニテ
十六歳ノ嫁ナル妻ヲモツ 天地ノ道ニソムキ又萠出ル草
木ヲ撮取如ナレバ 父母ノ身モ弱ナリ 子孫モ強カラズ 我
ヨリ年ノ高妻ヲバ醫書ニモ忌コトハ天理ヲソムク故也
御ぞ一くだり　山葛云 御衣一領と云 本式の被物
ハ女乃装束を男にも給ふるや
もとゆひにむすびし跡乃　紀云 濃本結とて跡乃継する丸
紫もて冠乃時の髪とぞ結ぶや
ゑんじき　師云 屯食と云 元魂痕韻屯聚也とあり

強飯かし紙に裏て一ぱい下髪よりくだり行とかの
ものをつゝみひとりの今の世まで禁中にあるまで
女えいすゝすゝ　源氏えいはあるゝ
女えいハ十六歳にて葵上と申て源氏の中妻ゝ内則曰
女子ハ十有五年而笄二十而嫁とある法にもとゝり
琴笛の書よきてかのひのかるゝ五絃をかくまあて関ず
ミどのゝこゝのまゝうかゞいたまふ
源氏の　さこゝ五歳の紫の上を継母にひとかくるまで
七歳乃年より紫壺に引て隔なくゝ行ゆくゝ
ものゝ帝のあと葬する礼とゝもしけるを戒のあ
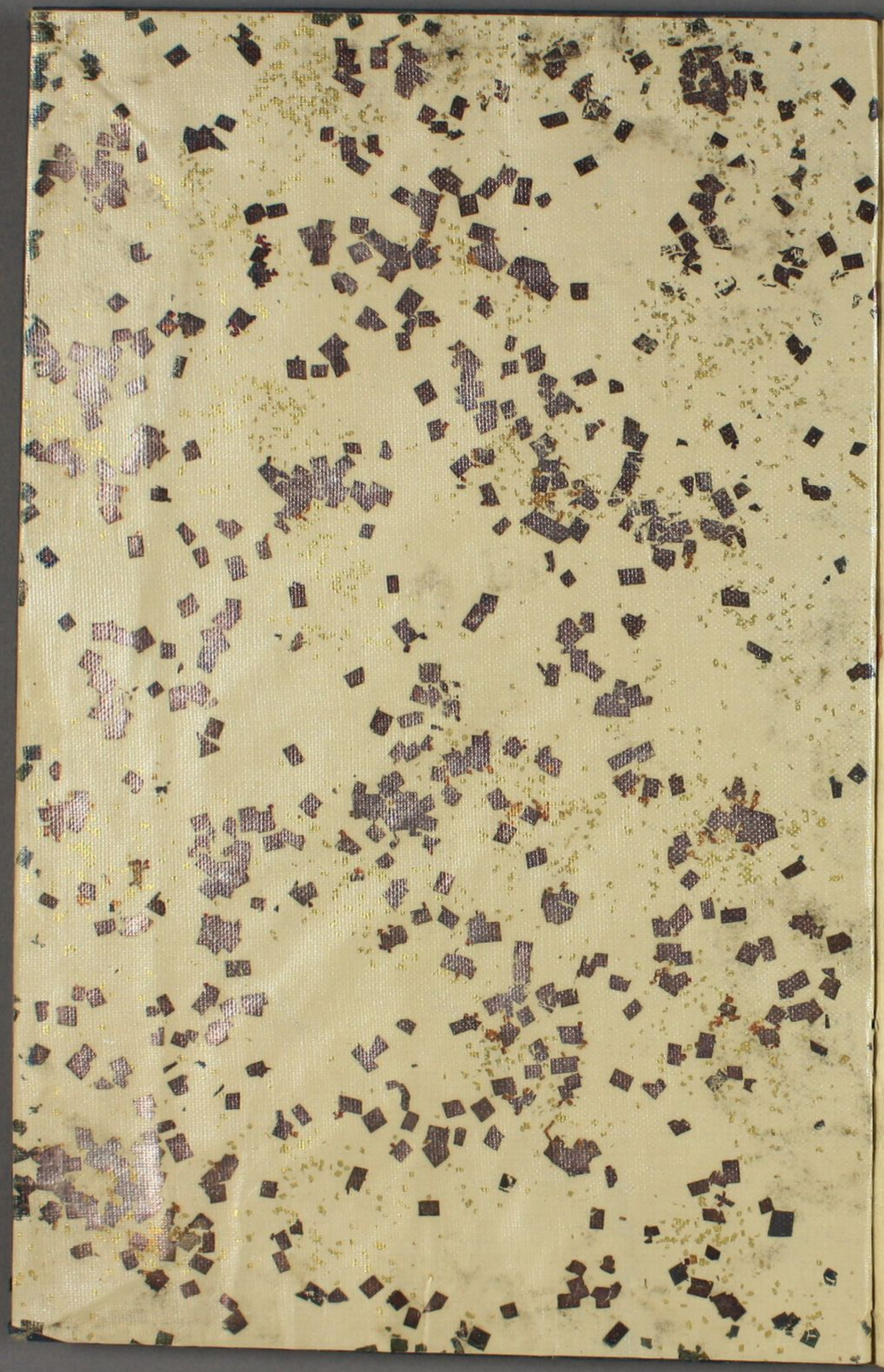
まゝ
ちげいさ　淑景舎也桐壺の一名やちくけいとゝひ
ちくきゆへよちげいと下略してちゝを名目とする上
をすめ下と濁法にてげいと濁やちやの字仮名
ちゝさとく朱雀院をもちゝ中・冠者を
もちゝざと書れもゝ内ゝ中・冠者を
ちやとゝむへし
桐壺巻ハ一部乃序や注華八軸も初巻を序とす
翻譯名義集にも妙法七軸と載ゝ